

京都芸術センター自動販売機設置仕様書

京都市では、京都芸術センター敷地内に来館者の利便性向上に資することを目的として、自動販売機を設置する事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

募集に参加される方は、こちらの仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえお申し込みください。

1 設置条件等

(1) 設置施設

京都芸術センター（京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2）

ア 開館時間

＜ギャラリー、情報コーナー、図書室＞午前10時から午後8時まで

＜その他＞午前10時から午後10時まで

※開館時間は変更になる可能性有。

イ 休館日

1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

※上記に加え、施設メンテナンス作業等のため、年間10日程度臨時休館があります。

ウ 施設概要

情報コーナー、図書室、大広間、講堂、フリースペース、制作室、ギャラリー、和室「明倫」、カフェ、事務室等

(2) 設置場所等

設置場所	設置面積寸法上限（mm）	設置可能台数	最低使用料 （税込・令和7年5月1日から令和8年3月31日までの使用料）
京都芸術センター	W1,460×D830×H2,250 ※前後左右10mm程度余裕有	1台	29,049円

※ 設置場所については、設置施設を管理する公益財団法人京都市芸術文化協会（以下「芸文協」という。）の指示に必ず従ってください。（別添「位置図」参照）

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含みますが、空容器の回収箱設置場所を含みません。

(3) 空容器回収箱

営業事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置の方法や要否については、芸文協と事前に協議してください（回収箱は行政財産使用許可面積に含みます）。

(4) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

ペットボトル・カン・紙パック等の密閉式の容器又はカップに入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、乳製品及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

イ 販売価格

標準販売価格（メーカー希望小売価格）としてください。

(5) 設置機種等

ア アウトドア型（ペットボトル、カン、紙パック、紙コップ式）の飲料用自動販売機とし、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課（以下「文化芸術企画課」という。）が提供する画像（京都芸術センターロゴマーク）を掲示してください（掲示に係る費用は営業事業者負担）。

イ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機、または、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機、休館日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた機種としてください。

エ 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきます。

なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機としてください。

オ 電気子メーター

設置する自動販売機に、使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

カ その他

紙コップ式の自動販売機を設置する場合は、必要な水については貯水タンク等内臓の自動販売機を設置してください。（施設内の水道水を使用することはできません。）

(6) 広告等

商品やキャンペーンの広告等については、商品ウインドウの範囲内でのみ表示することができるものとします。

(7) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の経費は、営業事業者の負担となります。

(8) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(9) 緊急連絡先の表示

営業事業者は、設置するすべての自動販売機に故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて営業事業者の責任において対応してください。

(10) 維持管理等

ア フルオペレーション

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。特に繁忙期については、売り切れがないように、商品を補充してください。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に芸文協と協議のうえ、来館者の妨げにならないよう、また敷地内での活動に支障をきたすことのないよう十分に注意をして行ってください。

なお、設置施設は臨時休館する場合があります。

(11) 機種の変更等

設置した自動販売機の機種の変更を行う場合は、あらかじめ文化芸術企画課に申し出たうえで、承諾を得てください。

2 募集条件等

(1) 設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は、令和7年5月1日から令和8年3月31日までとします。

なお、令和8年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年（令和10年3月31日まで）を限度に引き続き1年ごとに使用許可を更新することとします。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格(提案使用料)として、令和7年5月1日から令和8年3月31日までの使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、使用を開始する前に、本市が指定する期日までに設置期間分の使用料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は営業事業者の負担となります。

ウ 更新後の使用料

上記2(1)に記載する使用許可の更新が果たされた場合、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料と同額とします。

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は営業事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、営業事業者の負担とします。

イ 電気料

自動販売機の運転に必要な電気料は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、営業事業者の実費負担とします。

当該電気料は、芸文協が定める方法により、芸文協に納入してください。

ウ その他

紙コップ式の自動販売機を設置する場合、施設設置の水道を使用することはできません。

浄化等に必要の水については、貯水タンク等内臓の自動販売機を設置してください。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

(5) 事故責任

自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、営業事業者が補償をすることとします。

(6) 商品・機器等の盗難・破損

本市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、本市はその一切の責任を負わないこととします。

また、営業事業者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、営業事業者が負担することとします。

(7) 原状復旧

営業事業者は、自動販売機を撤去したときは、営業事業者の責任と負担の下に原状復旧を行い、本市の確認を受けることとします。

3 使用許可申請の手続

営業事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により行政財産使用許可申請書（空容器回収箱設置面積含む）を御提出いただきます。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等の一式を御提出いただきます。

4 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者の決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかった場合

(2) 営業事業者の決定後、「2 応募資格要件」（募集要項）を満たさなくなった場合

(3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めた場合

5 その他

2(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手續に要する一切の費用は、営業事業者で御負担いただきます。

参考資料

○ 京都芸術センター利用者数

令和4年度 43,904人

令和5年度 44,115人

上記の利用者数は、事業参加者数であり、その他、制作室や図書・情報コーナー等の利用される方がいます。

○ 既存自動販売機の販売実績

令和4年度 2,561本 令和5年度 2,441本

【問合せ先】

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課（担当：神野・中西（健））

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎地下1階

電 話（075）222-3119

FAX（075）213-3181

E-mail bunka@city.kyoto.lg.jp

京都芸術センターホームページ <http://www.kac.or.jp/>